



# 鳥取県公報

平成12年3月28日(火)

号外第17号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県国有地使用料徴収条例 (管理課) .....	4
	鳥取県海岸占用料等徴収条例 (河川課) .....	6
	鳥取県流水占用料等徴収条例 (〃) .....	8
	鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例 (住宅課) .....	11
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課) .....	12
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (住宅課) .....	12
	鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (総務課) .....	13
	鳥取県水防協議会条例を廃止する条例 (河川課) .....	23

——公布された条例のあらまし——

◇鳥取県国有地使用料徴収条例

1 趣旨 (第1条関係)

この条例は、県が管理に要する経費を負担する国有地（以下単に「国有地」という。）の使用料の徴収に関し必要な事項を定めることとした。

2 使用料の徴収 (第2条関係)

国有地の使用については、所定の占用料又は採取料を徴収することとした。

3 使用料の減免 (第3条関係)

知事は、次のいずれかに該当する場合は、占用料又は採取料を減免することができることとした。

(1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため国有地を使用するとき。

(2) 農業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため国有地を使用するとき。

(3) (1)又は(2)に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

4 既納の使用料 (第4条関係)

既に納付した占用料又は採取料は還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。

5 適用除外 (第5条関係)

この条例の規定は、他の条例の規定が適用される国有地については、適用しないこととした。

6 委任 (第6条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

7 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県海岸占用料等徴収条例

1 趣旨 (第1条関係)

この条例は、海岸法に規定する占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 占用料等の徴収（第2条関係）

知事は、海岸保全区域の占用等の許可を受けた者から、所定の占用料等を徴収することとした。

3 占用料等の減免（第3条関係）

知事は、次のいずれかに該当する場合は、占用料等を減免することができることとした。

(1) 漁業又は農業の経営上必要不可欠と認められる施設又は工作物を設けるため、海岸保全区域又は一般公共海岸区域を占用するとき。

(2) (1)に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

4 既納の占用料等（第4条関係）

既に納付した占用料等は、還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。

5 委任（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県流水占用料等徴収条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、河川法に規定する流水占用料、土地占用料又は河川產出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 流水占用料等の徴収（第2条関係）

知事は、河川の流水の占用等の許可を受けた者から、所定の流水占用料等を徴収することとした。

3 流水占用料等の減免（第3条関係）

知事は、次のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減免することができることとした。

(1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため流水又は土地を占用するとき。

(2) (1)に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

4 既納の流水占用料等（第4条関係）

既に納付した流水占用料等は、還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。

5 委任（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例

1 目的（第1条関係）

この条例は、優良木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、持家の建設を促進するとともに、地場産業の振興に寄与することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

(1) 優良木造住宅 軸組工法の木造住宅であって、県内で製材加工された木材の使用割合が50パーセント以上であることその他知事が別に定める建設基準に適合するものをいう。

(2) 優良木造住宅の建設等 新たに優良木造住宅を建設し、又は新たに建設された優良木造住宅で人の

居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

3 補助金の交付（第3条関係）

県は、1の目的を達成するため、住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて優良木造住宅の建設等をした者に対して、予算の範囲内で優良木造住宅建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付することとした。

4 補助金の額（第4条関係）

補助金の額は、1戸につき30万円とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

- (1) この条例は、平成12年4月1日から施行し、平成15年3月31日限り、その効力を失うこととした。
- (2) (1)にかかわらず、この条例の失効の日以前に補助金の選定結果の通知を受けた者に係る補助金の交付については、なお従前の例によることとした。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 東郷湖羽合臨海公園の東郷湖カヌーセンターを利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬこととした。（別表第1関係）
- 2 東郷湖羽合臨海公園の東郷湖カヌーセンターの使用料を定めることとした。（別表第4関係）
- 3 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 優先入居

知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、20歳未満の子を扶養している配偶者のない男性を加えることとした。

2 保証人等

県営住宅の入居手続について、県内に居住する連帯保証人2人を必要としていたものを保証人1人に改める等簡素化を図るとともに、特別な事情がある者については、保証人を免除できることとした。

3 住宅監理員等

住宅監理員及び特別県営住宅監理員を廃止することとした。

4 その他

所要の規定の整備をすることとした。

5 施行期日

この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

1 次の使用料等の額を引き上げることとした。（第1条～第4条、第8条、第10条関係）

- (1) 県立保育専門学院の入学料
- (2) 県立歯科衛生専門学校の入学料
- (3) 県立看護婦等養成施設の入学料
- (4) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料
- (5) 港湾施設のうち給水施設の使用料
- (6) 県立高等学校の入学料等

2 次の手数料等の徴収について定めることとした。(第5条～第9条関係)

- (1) 公衆浴場業の許可手数料
- (2) 旅館業の許可手数料等
- (3) 渔港区域内の水域等の占用料等
- (4) 港湾区域内の水域等の占用料等
- (5) 建築確認手数料等

3 その他所要の規定の整備をすることとした。

4 この条例は、平成12年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)は、同年5月1日から施行することとした。

## 条 例

鳥取県国有地使用料徴収条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第29号

#### 鳥取県国有地使用料徴収条例

##### (趣旨)

第1条 この条例は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第23条第1項の規定に基づき、県が管理に要する経費を負担する国有地（以下単に「国有地」という。）の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (使用料の徴収)

第2条 国有地の使用については、別表に定めるところにより、占用料又は採取料を徴収する。

##### (使用料の減免)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料又は採取料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用又は公用に供するため国有地を使用するとき。
- (2) 農業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため国有地を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

##### (既納の使用料)

第4条 既に納付した占用料又は採取料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

##### (適用除外)

第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。

- (1) 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）
- (2) 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）
- (3) 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）
- (4) 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）
- (5) 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）

##### (委任)

第6条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

#### 1 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	
	第2種電柱		1,600円	1,200円	
	第3種電柱		2,200円	1,600円	
	その他の柱類		72円	53円	
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円	
	外径が1メートル以上のもの		950円	710円	
標識		1本につき1年	1,100円	850円	
看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
通路（橋を含む。）		占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	
建物			260円	180円	
その他の工作物			260円	180円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	
	放牧場又は魚介養殖場		4円	3円	
	その他のもの		130円	80円	

#### 2 採取料

区分		採取料	
		単位	金額
土砂			105円
砂利（かき込み砂利を含む。）		1立方メートルにつき	147円
栗石			147円
転石		1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額

竹木（埋もれ木を含む。）	時価を勘案して知事が定める額
--------------	----------------

## 備考

- 1 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
  - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
  - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 1件の占用料又は採取料の額が100円未満である場合における当該占用料又は採取料の額は、100円とするものとする。
- 7 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考6を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。

鳥取県海岸占用料等徴収条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

### 鳥取県条例第30号

#### 鳥取県海岸占用料等徴収条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第11条（法第37条の8において準用する場合を含む。）に規定する占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （占用料等の徴収）

第2条 知事は、法第7条第1項若しくは第8条第1項第1号又は第37条の4若しくは第37条の5第1号の規定による許可を受けた者から、別表に定めるところにより、占用料等を徴収する。

##### （占用料等の減免）

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等を減免することができる。

（1）漁業又は農業の経営上必要不可欠と認められる施設又は工作物を設けるため、海岸保全区域又は一般公共海岸区域を占用するとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

##### （既納の占用料等）

第4条 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。  
 (委任)

第5条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

##### 1 占用料

区 分	単 位	占 用 料	
		市 の 区 域	町 村 の 区 域
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円
		1,600円	1,200円
		2,200円	1,600円
		72円	53円
第2種電柱	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
		1,400円	1,100円
第3種電柱	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	190円	140円
		480円	360円
その他の柱類	外 径 が 0. 4 メ ー ト ル 未 満 の も の	950円	710円
		1,100円	850円
工作物の設置を伴うもの	長さ1メートルにつき1年	4,400円	1,100円
		150円	90円
		260円	180円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外 径 が 1 メ ー ト ル 以 上 の も の	260円	180円
		9円	7円
標識	表示面積1平方メートルにつき1年	4円	3円
		4,400円	1,100円
看板又は広告板	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	4円	3円
		150円	90円
通路(橋を含む。)	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	260円	180円
		260円	180円
建物	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	130円	80円
		9円	7円
その他の工作物	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	4円	3円
		4円	3円
工作物の設置を伴わないもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ト ル つ き 1 年	130円	80円
		105円	105円
		147円	147円
		147円	147円

##### 2 土石採取料

区 分	単 位	探 取 料	
		金 額	
土砂			105円
砂利(かき込み砂利を含む。)	1立方メートルにつき		147円
栗石			147円

転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
----	-------	--

## 備考

- 1 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
  - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
  - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 1件の占用料の額が100円未満である場合における当該占用料の額は、100円とするものとする。
- 7 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考6を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。

鳥取県流水占用料等徴収条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

### 鳥取県条例第31号

#### 鳥取県流水占用料等徴収条例

##### (趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項に規定する流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (流水占用料等の徴収)

第2条 知事は、法第23条から第25条までの許可を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。

##### (流水占用料等の減免)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため流水又は土地を占用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

##### (既納の流水占用料等)

第4条 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

## 1 流水占用料

区分		占用料		
	単位	金額		
発電のための流水占用	揚水式発電所以外の発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	1発電所につき1年 次の算式により算定して得た額 [1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)]×1.05	
		2 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以降の理論水力についてこの項により算出した額が、増設前の理論水力について3の項により算出した額に満たないものを除く。)	1発電所につき1年 1の項に定める額	
		3 1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	1発電所につき1年 次の算式により算定して得た額 [1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)]×1.05	
揚水式発電所		1発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 [1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)]×0.167]×1.05	
工業又は鉱業のための流水占用		毎秒1リットルにつき1年	5,880円	

## 2 土地占用料

区分		占用料	
	単位	金額	
		市の区域	町村の区域
塔類	第1種電柱	1,000円	770円
	第2種電柱	1,600円	1,200円
	第3種電柱	2,200円	1,600円
	その他の柱類	72円	53円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円 1,100円
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円 1,100円

工作物の設置を伴うものの 水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円	
	外径が1メートル以上のもの		950円	710円	
標識		1本につき1年	1,100円	850円	
看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
通路(橋を含む。)		占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	
建物			260円	180円	
その他の工作物			260円	180円	
工作物の設置を伴わないものの 耕作地	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	
	放牧場又は魚介養殖場		4円	3円	
	貯木場		4円	3円	
	その他のもの		130円	80円	

## 3 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル につき	105円
		147円
		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
竹木等(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額	

## 備考

- 1 の表に規定する「常時理論水力」及び「最大理論水力」の単位は、キロワットとするものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
  - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
  - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 5 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 6 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

7 1件の流水占用料等の額が100円未満である場合における当該流水占用料等の額は、100円とするものとする。

8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る1件の土地占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合にあっては、100円）とするものとする。

鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

### 鳥取県条例第32号

#### 鳥取県優良木造住宅建設資金助成条例

##### (目的)

第1条 この条例は、優良木造住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、持家の建設を促進するとともに、地場産業の振興に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優良木造住宅 軸組工法の木造住宅であって、県内で製材加工された木材の使用割合が50パーセント以上であることその他知事が別に定める建設基準に適合するものをいう。

(2) 優良木造住宅の建設等 新たに優良木造住宅を建設し、又は新たに建設された優良木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

##### (補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて優良木造住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で優良木造住宅建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

##### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1戸につき30万円とする。

##### (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日以前に補助金の選定結果の通知を受けた者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

**鳥取県条例第33号****鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例**

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「あやめ池スポーツセンター」を「あやめ池スポーツセンター 東郷湖カヌーセンター」に改める。

別表第4の1の(2)の表中 [ カヌー艇庫 1艇1月につき 1,540円 ] を

東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫	1艇1月につき	1,540円
	研修室	1時間につき	540円 660円

に改める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片山善博

**鳥取県条例第34号****鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「女子」を「者」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 知事が適當と認める保証人の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への保証人の連署を免除することができる。

第9条の3第2項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

第10条第1項及び第24条の5中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第25条を次のように改める。

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

第28条中「5倍に相当する金額」の次に「(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)」を加える。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改

正する。

第7条を次のように改める。

(住宅管理人)

第7条 知事は、特別県営住宅の管理に関する事務を補佐させるため、特別県営住宅管理人を置くことができる。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第35号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「5,500円」を「5,550円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「5,500円」を「5,550円」に改める。

(鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,500円」を「5,550円」に改める。

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例

第1条中「、食肉衛生検査所」を削る。

第2条中「、食肉衛生検査所において行う業務」を削る。

別表の3の項(1)中「3,270円」を「3,590円」に、「9,360円」を「10,290円」に、「16,420円」を「17,300円」に、「6,530円」を「6,900円」に、「18,450円」を「20,290円」に、「25,490円」を「28,030円」に、「1,470円」を「1,610円」に改め、同項(2)中「530円」を「540円」に、「710円」を「760円」に、「3,580円」を「3,780円」に、「16,980円」を「18,510円」に、「3,650円」を「4,010円」に、「5,680円」を「5,980円」に、「19,860円」を「21,840円」に、「5,040円」を「5,540円」に、「24,370円」を「26,220円」に改める。

(鳥取県公衆浴場基準条例の一部改正)

第5条 鳥取県公衆浴場基準条例(昭和32年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 鳥取県公衆浴場法施行条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第6条の次に次の3条を加える。

(手数料の徴収)

第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第6条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

(手数料の徴収)

第11条 次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 法第3条第1項の許可 1件につき22,000円

(2) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認 1件につき7,400円

(手数料の減免)

第12条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第7条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第13条の見出しを「（漁港施設占用料）」に改め、同条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、「占用料」の次に「（以下この条において「漁港施設占用料」という。）」を加え、同条第2項中「前項の占用料」を「漁港施設占用料」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第13条第3項中「占用料」を「漁港施設占用料」に改め、同条第4項中「占用料」を「漁港施設占用料」に、「責」を「責め」に改め、同条に次の1項を加える。

5 詐欺その他不正の行為により漁港施設占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(土砂採取料等)

第17条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。

2 土砂採取料等は、前納しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

3 知事は、特別の事由があると認めるときは、土砂採取料等を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の土砂採取料等は、返還しない。ただし、知事が採取者等の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

5 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を納付しなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第17条関係)

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	105円
砂利(かき込み砂利を含む。)		147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額

2 占用料

区分	占用料	
	単位	金額
公共空地	建物	占用面積1平方メートルにつき1年 260円
	第1種電柱	1本につき1年 1,000円
	第2種電柱	1,600円
	第3種電柱	2,200円
	その他の柱類	72円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの 190円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 480円
		外径が1メートル以上のもの 950円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年 4,400円
	その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年 260円
	工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年 130円
水域		占用面積1平方メートルにつき1年 130円

**備考**

- 1 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
  - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
  - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 2 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積とは、それぞれ別表第1の備考2及び3に規定する第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱並びに表示面積をいうものとする。
- 3 採取量が1立方メートル未満であるとき、又は採取量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 4 別表第1の備考3、4及び6の規定は、土砂採取料等の額について準用する。

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第8条 鳥取県港湾施設管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**鳥取県港湾管理条例**

第1条中「港湾施設」を「港湾」に改める。

第2条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

**(使用料)**

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 知事は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が使用者の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

第6条及び第7条を削る。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「、第5条又は第8条から第10条まで」を「又は第6条から第8条まで」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第2項を次のように改める。

2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

第13条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

**(占用料及び土砂採取料)**

第12条 法第37条第1項第1号若しくは第2号又は第56条第1項の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第2に定めるところにより、占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

3 既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が占用者等の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。

4 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を納めなければならない。

**(原状回復の義務)**

第13条 占用者等は、占用若しくは土砂の採取の期間が満了したとき、占用若しくは土砂の採取を廃止したとき又は法第56条の4第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに、水域又は公共空地を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 占用者は、前項の規定により水域又は公共空地を原状に回復したときは、速やかに、その旨を知事に届け

出て、知事の検査を受けなければならない。

第14条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「第8条又は第9条」を「第6条又は第7条」に改める。

第15条中「相当する金額」の次に「(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表船舶のための給水施設の項中「390円」を「484円」に、「409円」を「508円」に、「585円」を「726円」に、「614円」を「762円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

#### 別表第2 (第13条関係)

##### 1 占用料

区分		占用料		
		単位	金額	
			市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円
	第2種電柱		1,600円	1,200円
	第3種電柱		2,200円	1,600円
	その他の柱類		72円	53円
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円
		外径が1メートル以上のもの		950円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
工作物の設置を伴わないもの	通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円
	建物		260円	180円
	その他の工作物		260円	180円
	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	7円
	魚介養殖場		4円	3円
	貯木場		4円	3円
	その他のもの		130円	80円

## 2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	105円
砂利（かき込み砂利を含む。）		147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額

## 備考

- 1 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考2に規定する第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
  - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
  - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 別表第1の備考5及び6の規定は、占用料等の額について準用する。

(鳥取県建築基準条例の一部改正)

第9条 鳥取県建築基準条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県建築基準法施行条例

目次中「第6章 罰則（第13条・第14条）」を「第6章 手数料（第13条—第16条）」に改める。  
第7章 罰則（第17条・第18条）」

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第4条の見出しを「(がけ付近の建築物)」に改め、同条中「建築物の構造」を「特定行政庁が建築物の構造」に改め、「支障がない」の次に「と認めた」を加える。

第6章中第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 手数料

(手数料の徴収)

第13条 別表第3の左欄に掲げる事務については、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第15条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第6条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第7条関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

事務	金額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	新たな建築設備の確認を受ける場合
	確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認	新たな工作物の確認を受ける場合
	確認を受けた工作物の計画の変更をする場合
4 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

	床面積の合計が200平方メートルを超 え、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超 え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき36,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを 超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき120,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを 超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき190,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを 超えるもの	1件につき380,000円
5 法第87条の2において 準用する法第7条第4項 の規定に基づく建築設備 の検査		1件につき13,000円
6 法第88条第1項又は第 2項において準用する法 第7条第4項の規定に基 づく工作物の検査		1件につき9,000円
7 法第7条の6第1項第 1号（法第87条の2第1 項又は第88条第1項若し くは第2項において準用 する場合を含む。）の規 定に基づく仮使用の承認		1件につき120,000円
8 法第43条第1項ただし 書の規定に基づく許可		1件につき33,000円
9 法第44条第1項第2号 の規定に基づく許可		1件につき33,000円
10 法第44条第1項第3号 の規定に基づく認定		1件につき27,000円
11 法第44条第1項第4号 の規定に基づく許可		1件につき160,000円
12 法第47条ただし書の規 定に基づく許可		1件につき160,000円
13 法第48条第1項ただし 書、第2項ただし書、第 3項ただし書、第4項た だし書、第5項ただし書、 第6項ただし書、第7項		1件につき180,000円

ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき160,000円
15 法第52条第7項、第8項又は第11項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
16 法第53条第4項第3号の規定に基づく許可	1件につき33,000円
17 法第54条の2第1項第2号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき160,000円
18 法第55条第2項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
19 法第55条第3項各号の規定に基づく許可	1件につき160,000円
20 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可	1件につき160,000円
21 法第57条第1項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
22 法第59条第1項第3号の規定に基づく許可	1件につき160,000円
23 法第59条第4項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
24 法第59条の2第1項の規定に基づく許可	1件につき160,000円

25 法第68条の3第1項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
26 法第68条の3第4項又は第5項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
27 法第68条の4第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
28 法第68条の4第4項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
29 法第68条の5第1項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
30 法第68条の5第2項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
31 法第68条の7第5項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
32 法第85条第4項の規定に基づく許可	1件につき120,000円
33 法第86条第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円（建築物が3以上である場合にあっては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
34 法第86条第2項の規定に基づく認定	1件につき78,000円（建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
35 法第86条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円（建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。）が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額）
36 法第86条の5第1項の規定に基づく認定の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の6第2項の規定に基づく認定	1件につき27,000円

## 備考

- 1 1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。
  - (1) 建築物を建築する場合 ((3)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) にあっては、当該建築に係る部分の床面積
  - (2) 建築物を移転し、建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途の変更をする場合 ((3)に掲げる場合を除く。) にあっては、当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分に係る床面積の2分の1
  - (3) 確認を受けた建築物の計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

2 4の項に規定する床面積の合計は、備考1の(1)及び(2)に掲げる面積に基づき算定する。

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「5,500円」を「5,550円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条中鳥取県港湾施設管理条例別表船舶のための給水施設の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

鳥取県水防協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成12年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第36号**

鳥取県水防協議会条例を廃止する条例

鳥取県水防協議会条例（昭和24年鳥取県条例第63号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。